

平成30年著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。

無許諾・無償

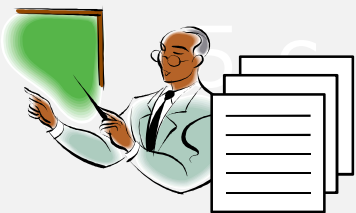
要許諾（権利者毎の使用料）

⇒**無許諾・有償（文化庁が認可する補償金）**

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場

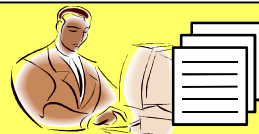


（著作権法第35条第1項・第2項）

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継

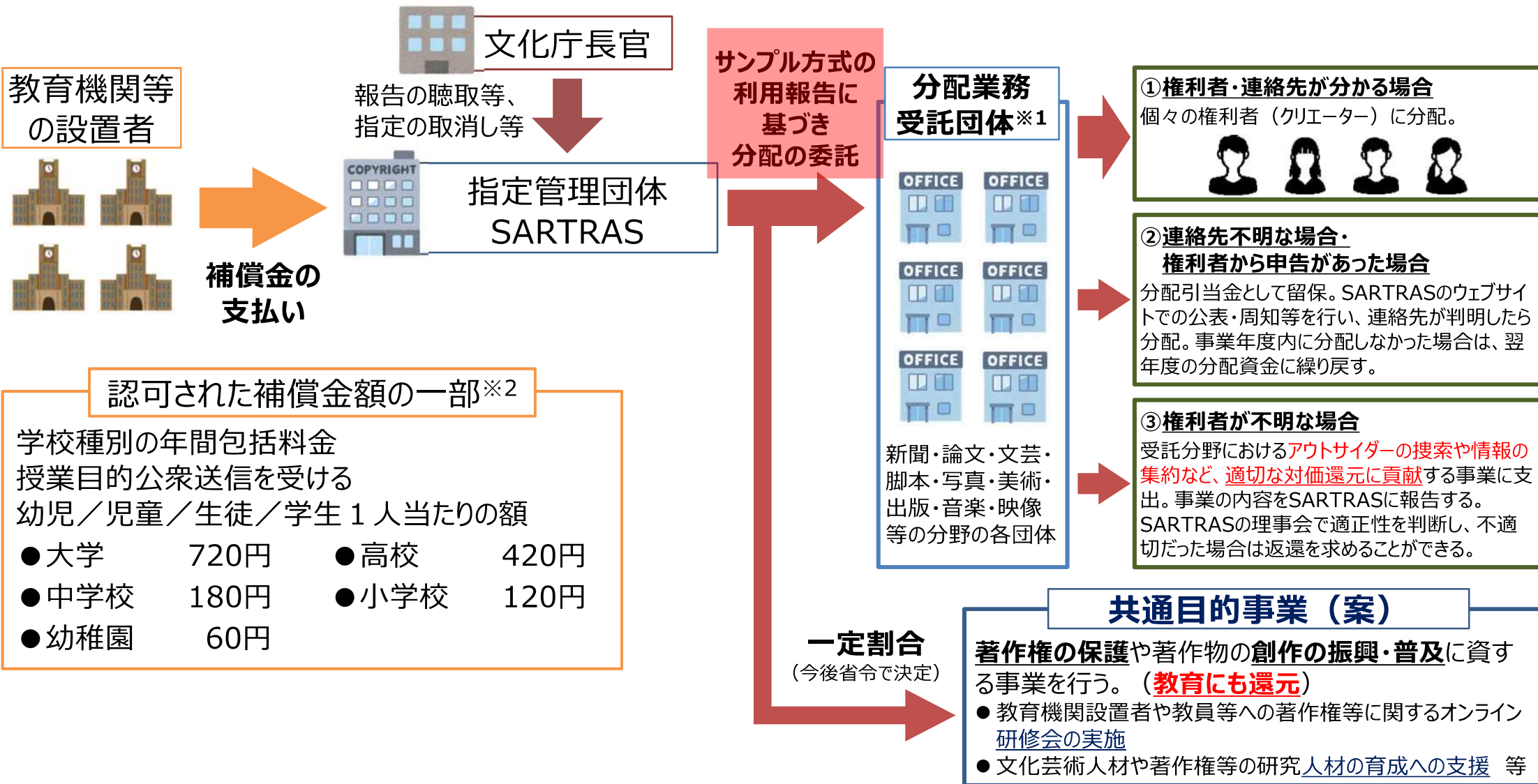
遠隔地の会場



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金の分配スキームの概要

サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。**権利者に分配できない場合が一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規定を参照。